

【重要事項説明書】

- この書面は、ペット保険「プリズムコール[®]」に関する重要な事項を説明しております。ご契約前に必ず「契約概要」「注意喚起情報」をお読みになり、内容をご理解のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「ペット保険普通保険約款・特約」をご参照ください。
- ご不明な点につきましては、代理店または当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。
- 契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。

契約概要

- この「契約概要」は、ペット保険「プリズムコール[®]」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

【ご契約いただく前にご確認いただくこと】

1. ペット保険の仕組み

この保険は、保険の対象であるペット(もっぱら家庭で愛玩用として飼育される犬・猫・小動物など)が、日本国内で保険期間中に障害(病気やケガ)を被り、その結果、被保険者が国内の動物病院で治療費などの費用をご負担された場合、その実費を保障限度日額(保険金額)まで保障するものです。

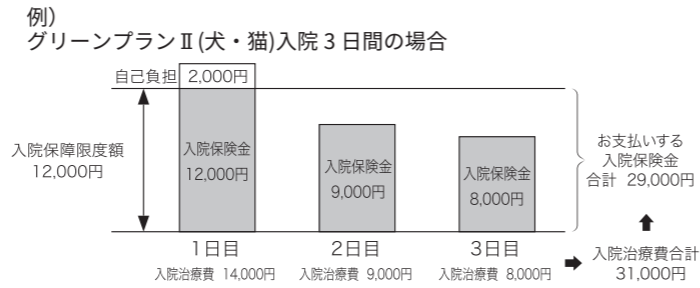
2. お支払いする保険金の内容(保障内容)について

ご契約いただくプランによりましては、下表の保険金の一部が保障対象外となりますので、必ずパンフレットをご確認ください。

(1)入院保険金	<p>ペットが入院した際の1日ごとの入院治療実費について、入院保障限度日額を限度にお支払いたします。ただし、お支払いの対象となる入院日の総日数は、保険期間中通算で入院保障限度日数が限度となります。</p> <p>※1泊2日以上入院が対象となり、入院の初日分からお支払いたします。(いわゆる「日帰り入院」「半日入院」は、通院保険金の保障対象となります)</p> <p>※手術費用は入院保険金の保障対象からは除かれ、手術保険金の保障対象となります。</p>
(2)通院保険金	<p>ペットが通院した際の1日ごとの通院治療実費について、通院保障限度日額を限度にお支払いたします。ただし、お支払いの対象となる通院日の総日数は、保険期間中通算で通院保障限度日数が限度となります。</p> <p>※手術費用は通院保険金の保障対象からは除かれ、手術保険金の保障対象となります。</p> <p>※なお、「<u>通院</u>」とはあくまで「<u>ペット</u>」が実際に動物病院に行って獣医師により治療を受けることを意味します。「<u>ペット</u>」が実際に通院せずにペットの飼い主のみが通院した場合や薬品の処方や郵送などにより受けけるものは「<u>通院</u>」には該当せず、<u>通院保険金の対象とはなりませんのでご注意ください</u>。また、動物病院以外の機関において受ける処置や用品の購入、レンタル行為も「<u>通院</u>」には該当せず、<u>通院保険金の対象とはなりません</u>。</p>
(3)手術保険金	<p>ペットが手術を受けた当日の施術に関わる実費を、手術保険金額を限度にお支払いたします。なお、同一日に複数の手術を受けたときは1回の手術とみなします。手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、ガン手術保険金も保障対象となっている場合は、ガン手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。</p> <p>※ガンに関わる手術は、手術保険金の保障対象外です。</p> <p>※切創の縫合、皮膚病治療にともなう切開・排膿処理の外科的処置、手術完了後に行われる抜糸、ピン・ワイヤー・ネジ(ボルトを含みます)・釘、金属プレート除去の2次的処置は、手術には含まれず、これらは入院保険金または通院保険金の保障対象となります。</p>
(4)ガン手術保険金(犬・猫プランのみ)	<p>ペットがガンの手術を受けた当日の施術に関わる実費を、ガン手術保険金額を限度にお支払いたします。ガン手術保険金の支払回数は、保険期間中2回です。また、手術保険金も保障対象となっている場合は、手術保険金と通算して保険期間中2回が支払限度となります。</p>

(5)葬祭保険金	<p>ペットが死亡したときの火葬、埋葬、供養のための仏具購入費などの実費を、葬祭保険金額を限度にお支払いたします。</p>
(6)高度後遺障害保険金(犬・猫プランのみ)	<p>ペットが障害を被り、四肢のうちいずれかにおいて中手骨(前足)または中足骨(後足)より心臓に近い部分から欠損し、高度後遺障害が確定した日から90日以内かつ保険期間内に、ペット用車椅子などの移動補助器具を購入した場合、その購入実費を、高度後遺障害保険金額を限度にお支払いたします。</p>
(7)診断書費用保険金	<p>被保険者が、前記の保険金のいずれかを請求するにあたり提出された診断書を作成する費用を、診断書費用保険金額を限度にお支払いたします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通算して診断書費用保険金額を限度とします。</p>

<入院保険金の支払方法>



3. 保険期間について

この保険の保険期間は、1年間となります。

4. 更新契約について

当社は、この保険契約を更新する場合、満期日の2か月前までに更新通知書を契約者に送付いたします。
更新通知書に対し、契約者から満期日の1か月前までに特段の意思表示がなされない場合、当社は、契約者がその記載内容で更新する旨の意思表示をなされたものとして更新手続きをいたします。

※更新契約から、ご契約プランを変更される場合は、**満期日の1か月前までに、プラン変更申込書兼告知書により、プラン変更のお申し込みが必要です**。その際、改めて健康状態の告知書と健康診断書が必要な場合がございます。告知内容や健康診断の結果によりましては、プラン変更をお引き受けできない場合がございます。
※更新契約の場合、病歴などにより「特定疾病不担保特則」を適用することを更新条件とさせていただきます。

5. 引受条件(ご契約金額など)

(1) 保険金額の設定について
ペットの病気、ケガに対し、日本国内の動物病院で治療費をご負担された場合、その実費を保障限度日額(保険金額)まで保障します。

例)グリーンプランⅡの場合(犬・猫)

	入院	通院	手術	ガン手術	葬祭	高度後遺障害	診断書
保障限度額	1日あたり12,000円	1日あたり6,000円	1回あたり90,000円	1回あたり150,000円	30,000円	50,000円	年間10,000円
年間の限度日数(回数)	60日	60日	2回	—	—	—	—

入院は、1泊2日以上が対象となります。入院日数のカウント方法は、たとえば、3泊4日の場合(4日分の入院治療費が発生している場合)であれば、入院4日となります。

入院中に手術を受けた場合は、入院日それぞれの日の治療実費と手術実費を保障限度額までお支払いたします。たとえば、3泊4日の入院中に手術を1回した場合は、入院4日間それぞれの日の治療費と手術1回の施術費の実費を保障限度額までお支払いたします。

(2) 保険金額の限度について
法令により、お1人の被保険者が当社にご契約いただける保険金額(年間最高保障額)合計は、1,000万円が限度となります。
※保険金額の減額については、注意喚起情報8をご覧ください。

6. ご契約いただけるペットと年齢

(1) 犬・猫の場合
①新規契約でご加入いただける年齢(ご契約時点での年齢)は、犬(小型、中型、大型)・猫共に**生後60日以上満8歳未満**となります。

②更新契約でお引き受けできる年齢
犬・猫共に**終身契約更新が可能**です。ただし、更新契約の責任開始日に次の年齢となる場合は、シニア専用更新プラン(保障内容、保険料が変わります)での更新契約となります。
※シニア専用更新プランへ更新の際は、自動的な更新ではなくシニア専用更新プラン申込書の記入が必要となります。

シニア専用更新プラン対象年齢 満12歳以上

(2) 小動物・鳥類・爬虫類の場合

①小動物
新規契約・更新契約とも、ご契約いただける年齢は、生後30日から次の年齢までとなります。

うさぎ	フェレット	チンチラ	ハリネズミ	リス	モモンガ	モルモット	ハムスター
満11歳未満	満5歳未満			満4歳未満		満3歳未満	満2歳未満

②鳥類・爬虫類
新規契約・更新契約とも、ご契約いただける年齢は、生後30日から次の年齢までとなります。

オウム	ヨウム	バンショウ	サイチョウ	カナリア	インコ	ジュシマツ	カメ	イグアナ
満20歳未満			満9歳未満			満5歳未満	満15歳未満	満10歳未満

※ただし、以下に該当するものはご契約できません。

(1) ワシントン条約で輸入が禁止されている動物
(2) 国の法令で飼養許可が必要な動物

7. ご契約に際し特則を適用させていただく場合

新規・更新契約にあたり、以下の特則を適用することを契約条件とさせていただきます場合があります。

(1) 特定疾病不担保特則
①新規契約の際、告知内容(健康診断書を含みます)に基づき、「特定疾病不担保特則」を適用することを契約条件とさせていただきます場合があります。
②更新契約の際、病歴などにより、「特定疾病不担保特則」を適用することを更新契約条件とさせていただきます場合があります。
③保険証券に「特定疾病不担保特則」が適用される旨の記載があるときは、以下の場合保障対象外となります。

- イ. ペットが不担保期間内に不担保疾病の治療を目的として治療を受けたとき。
- ロ. 不担保期間内に発症した不担保疾病により不担保期間経過後に治療を受けたとき。

(2) 特定保険金不担保特則
①高度後遺障害保険金をお支払いした保険契約を更新して引き受ける際は、高度後遺障害保険金に関する「特定保険金不担保特則」を適用して更新契約を引き受けます。
②保険証券に、高度後遺障害保険金に関する「特定保険金不担保特則」が適用される旨の記載がある場合は、高度後遺障害保険金は保障の対象外となります。

【ご注意】

不担保特則適用の場合は、当社より不担保特則同意書を発送いたします。
返送期日までに同意書のご返送がない場合は、新規契約・更新契約をお引き受けできませんのでご注意ください。

8. 特約について

【保険証券および更新証不発行特約】
この商品には、保険証券および更新証不発行特約がついております。ご契約の際に保険証券および更新証の発行をしないことについて合意を得た場合は、保険証券および更新証の発行が省略されます。ただし、ご契約後、契約者から保険証券および更新証発行のお申出があった場合は、当社で発行いたします。
※ペット保険普通保険約款については、当社のホームページをご覧ください。

9. 保険料の割引について

(1) 多頭割引について
①多頭割引は、以下のケースのすべてに当てはまる場合適用されます。

- イ. 同一の契約者が複数の犬または猫をご契約された場合
- ロ. 保険期間が1年以上のご契約を申し込まれた場合
- ハ. すべてのご契約の保険料の決済方法および支払方法が同一の場合

※決済方法とは、保険料の払込方法が「口座振替」または「クレジットカード」
※支払方法とは、保険料の支払方法が「年払い」または「月払い」

②割引率(右表のとおり)	頭数	割引率
③多頭割引の適用方法 (例1) 犬2頭が同時に加入した場合	2〜3頭	5%
2頭とも、割引率5%を適用いたします。	4頭以上	8%
(例2) 最初に犬1頭が加入し、その2か月後に猫が加入した場合		
イ. 2か月後に加入した猫については、割引率5%を適用いたします。		
ロ. 最初の犬は、更新契約から割引率5%を適用いたします。		

(2) インターネット契約割引について(犬・猫のみ)
①インターネット契約割引は、インターネット上で当社と新規契約が成立した場合、適用されます。
※提供は初年度契約のみ適用され、更新契約にはインターネット契約割引は適用されません。
②割引率 3%
【ご注意】
インターネット契約の場合は、多頭割引と併用はできません。
※保険料の増額については、注意喚起情報8をご覧ください。

10. 引き受けの通知について

告知書に基づいた審査および引き受けできる保険金額の限度を確認したうえで、引き受けを承諾できない場合、責任開始日(保障開始日)までに当社または取扱代理店より通知いたします。

11. 保険料の決済方法・支払方法について

保険料の決済方法は、口座振替かクレジットカードでの払い込みとなります。保険料の支払方法は年払いあるいは月払いとなります。
※現金振込、払込票での入金はお取り扱いしておりません。

【ご注意】

保険料払込日以前に保険金請求があった場合、保険金のお支払いは保険料の払い込みを確認した後になります。

12. 配当金について

この保険は、配当金はありません。

13. 解約返戻金(契約者が保険契約を解約した場合)について

解約返戻金は、すでに領収した保険料から既経過期間に対してペット保険普通保険約款記載の解約率表によって計算した既経過保険料を差し引き、その残額を返戻します。
※解約返戻金がある場合でも、払い込まれた保険料総額よりも少ない金額となりますので、解約の際には十分ご検討ください。

解約率表(年払い契約の場合)

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで
控除係数	25%	35%	45%	55%	65%	70%
既経過期間	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
控除係数	75%	80%	85%	90%	95%	100%

既経過期間の計算において端数日は切り上げ1か月とします。
※ペットが死亡したときは、保険契約は終了しますが、葬祭保険金をお支払いしている場合は保険料は返戻いたしません。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、契約者・被保険者にとって不利益となる可能性がある情報など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ご契約前に必ず内容をご確認のうえお申し込みいただき、ご契約後も大切に保管していただきますようお願いいたします。また、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、代理店または当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

1. クーリングオフのご説明(契約申し込みの撤回などについて)

「契約者が個人」の場合には、ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除（以下、「クーリングオフ」といいます）を行うことができます。

(1) クーリングオフのお申出ができる期間

ご契約者さまが保険契約をお申し込みいただいた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、クーリングオフのお申出ができます。

(2) クーリングオフのお申出の方法

上記(1)の期間内(書面の場合は8日以内の消印有効)に当社本社宛書面または当社ホームページの所定の画面からの送信によりご通知ください。

※契約を取り扱った代理店は、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

※すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出された場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

・書面でクーリングオフのお手続きをされる場合

ハガキなどに、以下の「記載事項」をご記載のうえ、当社本社宛に通知ください。

【本社宛先】

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番1号
仙台銀行ビル7階

SBIプリズム少額短期保険株式会社　クーリングオフ受付係宛て
【記載事項】

- ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ご契約者の住所、氏名(ご捺印)、電話番号
- 保険契約をお申し込みいただいた日
- ご契約を申し込まれた保険内容(ご加入プラン、ペット名、取扱代理店、保険料の払込方法)

・当社ホームページよりクーリングオフのお手続きをされる場合
当社ホームページ内の「クーリングオフ手続きページ」へアクセスし、必要事項をご入力のごうえご送信ください。

【ホームページアドレス】https://www.sbiprism.co.jp/

(3) 払い込まれた保険料の返還

クーリングオフのお申出をされた場合には、すでに払い込まれた保険料をすみやかにお客さまの銀行口座にお返しします。なお、当社およびご契約いただいた代理店は、契約者にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

(4) クーリングオフのお申出ができないご契約

法人または社団・財団などが締結したご契約および生体販売店が生体に付帯したご契約は、クーリングオフのお申出ができません。

2. 告知義務・通知義務など

(1) 契約締結の際の告知義務

契約者(被保険者)には、保険契約締結の際に保険契約に関する重要な事項を当社に告知していただく義務があります。具体的には、申込書の記載事項および告知書の質問事項に対してありのままに記載・回答していただければ結構です。この記載事項や回答内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除させていただく場合があります。特に、ほかの保険会社などとのペット保険契約の有無やペットの健康告知について記載されるときは、十分ご注意ください。

(2) 契約締結後の通知義務

契約者には、保険契約締結後に次の事実が生じたときは、当社に通知していただく義務があります。この通知をしていただかないときは、当社からの通知が契約者に届かない場合(以下①の場合)や保険契約の譲渡ができない場合(以下②の場合)があります。

- ①契約者が住所を変更したとき
- ②ペットを譲渡したとき
 - イ. ペットを譲渡した場合、保険契約はペットを譲渡した日に失効します。
 - ロ. ただし、ペットを譲渡した日からその日を含め30日以内に当社に通知をいただければ、保険契約をペットの譲受人に移転することができます。

3. 責任開始日(保障開始日)について

(1) 保険契約申込書、告知書、保険料の決済方法、体毛など、保険の申し込みに必要な書類（内容が完備した書類をいいます）すべてが当社に届いた日から31日目の午前0時に当社の保険責任が開始します。

(例)

4月10日:書類一式受付日	5月10日:責任開始日
30日間	5月10日から当社の保険責任（保障）が開始します

(2) ガンの待期間について

新規契約の場合、ガンは保障開始日から45日間の待期間がございます。

※更新契約の場合はガンの待期間の適用はありません。

4. 保険金のお支払いができない主な場合

この保険では、以下の場合、保険金をお支払いすることができません。なお、主なものを記載していますが、詳細は、ペット保険普通保険約款でご確認ください。

- (1) 責任開始日(保障開始日)より前に被った障害
- (2) 海外で被った障害
- (3) 保険契約者、被保険者などの故意・重過失に起因する場合
- (4) 狂犬病や狂犬病に起因する場合
- (5) 責任開始日からさかのぼり過去13か月以内に予防接種ワクチンの接種を受けていないことに起因して障害が発生した場合(犬、猫、フェレットの場合)
- (6) 先天性の障害またはこれらに起因する場合
- (7) 先天性または後天性にかかわらず次に記載する障害
 - 鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、停留辜丸、チェリーアイ、気管虚脱、猫免疫不全ウイルス感染症
 - (8) フィラリア感染症およびフィラリア感染症に起因する場合
 - (9) 競技などの参加またはそれらの訓練に起因する場合
 - (10) 繁殖行為に起因する場合
 - (11) 地震、噴火、津波、台風、洪水に起因する場合
 - (12) 妊娠、出産、早産、流産、帝王切開の症例処置または予防措置費用
 - (13) 歯削(歯切)および歯石除去ならびに歯肉、歯牙、歯周病、不正咬合などの歯に係る一切の歯科医療措置
 - (14) ノミ、ダニの予防措置費用
 - (15) 健康体に施す予防措置費用
 - (16) 健康体を実施する健康診断・検査費用(体調不良などの症状があり、診断名を特定するための検査費用はお支払いします)
 - ※ただし結果として異常が認められなかった場合、その検査の費用は一切、保障の対象外となりますのでご注意ください。
 - (17) フード(療法食、健康食品、サプリメントを含みます)の購入費
 - ※用途を問わず一切、保障の対象外となりますのでご注意ください。
 - (18) シャンプー、トリミング用品などの購入費
 - ※病院で処方されるシャンプー(リンス、コンディショナー、スクラブなどのシャンプーに準ずるものすべてを含みます)の一切が保障の対象外となりますのでご注意ください。
 - (19) 東洋医学(漢方、鍼灸など)、インド医学、免疫療法、温泉療法などの代替医療または減感作療法の費用
 - (20) 断耳、断尾、臍ヘルニアなどの美容整形を目的とする手術または処置
 - (21) 保険料が正常に支払われない場合
 - (22) 保険契約者、被保険者が反社会的勢力のいずれかに該当すると認められた場合 など

5. 新規契約の初回分保険料の収納について

(1) 口座振替の場合

- ①毎月1日～15日までに責任開始日(保障開始日)の場合
責任開始日(保障開始日)の翌月に2か月分の保険料の払い込みとなります。
(年払いを選択された場合は、年払い保険料の払い込みとなります)
- ②毎月16日～末日までに責任開始日(保障開始日)の場合
責任開始日(保障開始日)の翌々月に2か月分の保険料の払い込みとなります。
(年払いを選択された場合は、年払い保険料の払い込みとなります)
- (2) クレジットカードの場合
 - ①毎月1日～15日までに責任開始日(保障開始日)の場合
責任開始日(保障開始日)の当月に1か月分の保険料の払い込みとなります。
(年払いを選択された場合は、年払い保険料の払い込みとなります)
 - ②毎月16日～末日までに責任開始日(保障開始日)の場合
責任開始日(保障開始日)の翌月に2か月分の保険料の払い込みとなります。
(年払いを選択された場合は、年払い保険料の払い込みとなります)

6. 保険料の払込猶予期間、契約の失効について

(1) 払込猶予期間

①口座振替の場合

右表の口座振替日に保険料の振り替えがなされなかった場合は、口座振替日の属する月の翌月の口座振替日まで	責任開始日(保障開始日)	口座振替日(※)	保険料の払込猶予期間
毎月1日～15日の場合	毎月1日～15日の場合	翌月の27日	口座振替日が属する月の翌月の口座振替日
毎月16日～末日の場合	毎月16日～末日の場合	翌々月の27日	振替日

※月払い契約の2回目以降の口座振替日は、上記の表の口座振替日の翌月以降の応当日となります。

※口座振替日に振り替えがなされなかったときは、当社から契約者に書面にてご連絡いたします。

※**更新保険料の振替日について、年払いを選択された場合、振替日は責任開始月(保障開始月)の27日とします。**

②クレジットカードの場合

右表のオーソリ日に保険料のオーソリ(※)がなされなかった場合は、オーソリ日の属する月の翌月のオーソリ日までに必ず払い込んでください。	責任開始日(保障開始日)	オーソリ日(※)	保険料の払込猶予期間
毎月1日～15日の場合	毎月1日～15日の場合	当月の20日	オーソリ日が属する月の翌月
毎月16日～末日の場合	毎月16日～末日の場合	翌月の20日	オーソリ日

※「オーソリ」とは、クレジットカード発行会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であることなどの確認を行うことをいいます。

※月払い契約の2回目以降のオーソリ日は、上記の表のオーソリ日の翌月以降の応当日となります。

※オーソリ日にオーソリがなされなかったときは、当社から契約者に書面にてご連絡いたします。

※**更新保険料のオーソリ日について、年払いを選択された場合、オーソリ日は責任開始月(保障開始月)の20日とします。**

(2) 保険契約の失効

Q ：保険料の払い込みが滞った場合、保険契約はどうなりますか。
A ：たとえば、月払いの場合は、翌月の保険料お支払い日に、滞った保険料と当月分の保険料をあわせてご請求をさせていただきます。その際、再度滞った場合保険契約は失効いたします(保険の効力が失われます)ので、保険料のお支払いには、十分にご注意ください。

払込猶予期間内に保険料の払い込みがなされないときは、保険契約は次のとおり失効します。

- ①年払い契約の場合
 - 責任開始日にさかのぼり失効します。
- ②月払い契約の場合
 - 保険料の払い込みがなされたことによって有効に存続した期間を経過した日(責任開始日の応当日)さかのぼり失効します。
 - ※失効日以降の入院・通院などは、保障対象外となります。

【ご注意】

当社は、保険料の振り替え、オーソリがなされなかった場合、保険料の振込、払込票での入金を取り扱っておりません。更新契約の際にご登録のクレジットカード情報の有効期限が経過している場合は、改めてクレジットカード情報のご提出が必要となります。

7. 重複保険契約について

この保険契約と全部または一部について支払責任を同一とするほかの会社との保険契約など(以下「ほかの保険契約など」といいます)があり、保険金のお支払い対象となる期間が重複した場合、以下のとおり算出された額を保険金としてお支払いします。

- ①ほかの保険契約などから保険金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額。
- ②ほかの保険契約などから保険金が支払われた場合は、被保険者の負担した費用の額から、ほかの保険契約などから支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

8. 法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額など
保険期間中に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出などを行ったうえで、保険料の増額は保険金額の減額を行うことがあります。

- (2) 更新契約の取り扱い
 - ①保険契約を更新する際に、保険金の支払いが増加し保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出などを行ったうえで、更新契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
 - ②保険契約を更新する際に、保険金支払いの増加によって保険契約が不採算となり、保険契約の更新が困難であると認められる場合は、更新契約を引き受けしないことがあります。
- (3) 当社が引き受けられる保険契約

- ①保険期間は2年以内です。
- ②保険金額はお1人の被保険者について1,000万円までです。(この保険契約を締結することによって、合計保険金額が1,000万円を超えたときは、この保険契約は無効となります)
- ③お1人の保険契約者について引き受けることのできる保険契約の保険金額は10億円までです。

9. 保険会社破綻時のお取り扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転などの補償対象契約には該当いたしません。また、同機構が行う資金援助などの措置の適用もございません。

10. 契約者・被保険者の個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の利用目的について

個人情報には以下の業務ならびに付随する業務の遂行を目的として利用いたします。また個人情報は利用目的の範囲内でのみ利用いたします。開示対象個人情報についても、以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の申し込みに関する引き受けの審査、契約の履行および保全管理に関する業務を遂行すること
- ②適正な保険金の支払いに関する業務を遂行すること
- ③上記①および②に付帯する必要業務を遂行すること
- ④当社が有する債権の管理および回収の業務を遂行すること
- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求に関する業務を遂行すること
- ⑥保険商品などの当社が取り扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取り次ぎおよび管理に関する業務を遂行すること
- ⑦当社または当社の提携先の各種商品やサービスをご案内すること
- ⑧当社が主催する各種イベント、キャンペーン、セミナーなどの案内に関する各種情報を提供すること
- ⑨当社が提供する商品およびサービスに関して、アンケートによる調査を行うこと
- ⑩通話録音による個人情報について、お客さまのご依頼やお問い合わせ内容を正確に社内伝達すること、および顧客サービスの品質を評価するためのデータとすること
- ⑪お問い合わせまたは各種請求に対して回答すること

(2) 機微な個人情報の取り扱いについて

思想、本籍地および差別要因となる事項などは機微な個人情報として以下の例外事項を除き、取得、利用および第三者提供を行いません。

- ①相続手続きに係る保険契約の権利義務の移転などの遂行が必要である場合。
- ②保険業の適切な業務運営を確保する必要がある場合で、かつお客さまの同意を得た場合。
- ③その他、『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』に規定される例外事項が適用される場合。

(3) 個人情報の提供について

個人情報は以下の例外事項を除き、本人の同意を得ずに第三者へ提供いたしません。

- ①法令に基づく指示を受けて個人情報を提供する必要がある場合。
- ②保険契約に基づくお客さまの利益に影響が想定され、緊急に動物医療機関などへ個人情報を提供する必要がありますがある場合。
- ③再保険契約を締結するために、原契約に含まれる個人情報を再保険会社へ提供する必要がある場合。
- ④保険制度の健全かつ公平な運営の確保および保険金などの不正請求の防止を目的として、保険業に関連する企業、団体または協会などとの間で個人情報を協同して利用する場合。

(4) 業務委託について

当社は保険契約の募集に係る業務の保険代理店への委託など、個人情報の取り扱いを含む業務を第三者へ委託いたします。

11. 少額短期ほけん相談室のご案内

当社は、お客さまからお申出いただいた苦情などにつきましては、解決に向けて、真摯な対応に努める所存でございます。

当社に関する苦情などのご相談につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀H Fビル2F
TEL：0120-82-1144 / FAX：03-3297-0755
受付時間：9時～12時、13時～17時
受付日：月曜日～金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

12. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社と共に保険金などのお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者などの社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(https://www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。

ご相談・ご連絡(事故のご連絡も承ります)の窓口は以下のとおりです。

SBIプリズム少額短期保険株式会社
<div style="text-align: right;"> <small>サンキュー</small> <small>ワンニャン・ワンニャン</small> </div>
カスタマーセンター 0120 - 39 - 1212
https://www.sbiprism.co.jp
仙台本社：〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番1号 仙台銀行ビル7階